

## 佐世保都市計画公園の変更（佐世保市決定）

都市計画公園中 2・2・94号 東明公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・94	東明公園	佐世保市江上町	約0.56ha	遊戯施設 修景施設

「区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

当公園は市の南部、江上地域に位置し、周辺には農業を中心とした既存集落地が形成されており、地域住民の憩いの場・レクリエーションの場として広く利用されている街区公園である。

本市が進める国際クルーズ拠点形成計画に基づく拠点港整備に伴い、『『都市内観光ルートの形成』を目的とした、道路ネットワークとしての路線強化やアクセス向上に資する道路整備』のため、近接する国道202号の拡幅計画を進めている。このことに起因し、県道への右折車線を新設することにより影響範囲の一部廃止を行う。また、公園へのアクセス向上のための園路部を追加することから、公園区域の変更を行うものである。

【 新 旧 对 照 表 】

新

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・94	東明公園	佐世保市江上町	約0.56ha	遊戯施設 修景施設

旧

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・94	東明公園	佐世保市江上町	約0.56ha	遊戯施設 修景施設

## 【 理 由 書 】

### 1. 件 名

佐世保都市計画公園の変更（2・2・94号 東明公園）

### 2. 変更理由

#### 1. 佐世保市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針

平成23年3月に策定した佐世保市都市計画マスタープランは、佐世保都市計画区域を含む佐世保市全域における土地利用の方針を定めたものである。

佐世保市都市計画マスタープランの全体構想における、都市づくりの基本方針の中で、「都市内観光ルートの形成」を掲げ、市域の観光地を円滑に回遊できる道路ネットワークとして、観光リゾート核と市内各所の観光地相互の路線強化や、観光地から幹線道路へのアクセス向上に資する道路整備を促進する方針を位置付けている。

#### 2. 東明公園

当公園は市の南部、江上地域に位置し、周辺には農業を中心とした既存集落地が形成されており、地域住民の憩いの場・レクリエーションの場として広く利用されている街区公園である。

当公園用地は、昭和62年度に地域の公園として多目的広場、すべり台、ブランコ、ベンチ、植栽等の整備を行い、同年度開設され、平成8年に都市計画決定しているところである。

現在、本市では国際クルーズ拠点形成計画に基づき、浦頭地区において寄港拠点となる港湾施設の整備を進めている。今後、港湾施設が供用されれば、市内へ向かうアクセス道路となる国道202号へ観光バス等の交通が集中することが想定されることから、佐世保市都市計画マスタープランにおける『都市内観光ルートの形成』を目的とした、道路ネットワークとしての路線強化やアクセス向上に資する道路整備」のため、現道の2車線から4車線へと拡幅する計画を進めている。

今回の変更はこの近接する国道202号の拡幅計画に起因し、周辺道路の交通渋滞の緩和や安全性の向上を図るため、国道と交差する一般県道ハウステンボス線において、交差点部に右折車線を新設することに伴い公園区域の一部を廃止し、併せて公園へのアクセス性向上のため、北側において国道202号に接続する園路部について公園区域を追加するものである。